

# 「群馬パーセントフォーアート」推進条例について

## 条例のポイント

- ▶ 県予算や民間からの寄附等による「安定的な財源供給」を全国で初めて条例に位置づける
- ▶ アート教育による始動人育成やアーティストが自立できる環境を整え、アートが地域固有の歴史や風土、文化などの触媒となって、新たな価値の創造や地域経済の活性化を図る
- ▶ 地域経済の活性化により生み出された資金が次のアート振興へとつながる、アートによる好循環を生み出す

### 【パーセントフォーアートとは？】

アーティスト支援として、アメリカで20世紀初頭に生まれた「1% for art」は、今では欧米を中心に制度化されています。

本条例では、「1% for art」の精神を生かしながら、群馬県が目指す考えに合致した、新たな「群馬パーセントフォーアート」制度を導入するものです。



# 「群馬パーセントフォーアート」推進条例（骨子）

- 前文 ▶ 経済社会の成熟化、グローバル化、デジタル化、価値観の多様化に伴い、地域の差別化が困難な時代において、多様性や独自性の象徴であるアートを活用し、群馬県で他にはない魅力を生み出す
- ① 趣旨(第1条) ▶ 他にはない価値を持ち、人々を惹きつける求心力を持つ群馬県の実現及び県民の幸福度の向上をアートの力で叶える
- ② 定義(第2条) ▶ 本条例の対象となるアート等
- ③ 基本理念(第3条) ▶ 遵守すべき理念
- ④ 県の責務(第4条) ▶ 県が守るべき責務
- ⑤ 各主体の役割(第5~7条) ▶ 県民・市町村・事業者の役割
- ⑥ 基本的施策(第8条) ▶ 県が実施する施策
- ⑦ 予算措置・公表(第9・10条) ▶ 県の予算措置と取組の公表